# 養護老人ホーム 報恩寮　重要事項(外部サービス介護予防特定)

## １．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　敬老園
（２）法人本部所在地　　長野県上田市常磐城２２５６番地１
（３）電話番号　　０２６８－２８－１１７０
（４）代表者氏名　　理事長　斎藤　剛志
（５）設立年月日　　昭和４８年５月１１日

## ２．ご利用施設

（１）施設の種類　　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護
平成１８年４月１日指定
長野県２０７０３００９１４号
（２）施設の名称　　養護老人ホーム　報 恩 寮
（３）施設の所在地　　長野県上田市上田原１０５０番地
（４）電話番号　　０２６８－２２－０８８２
（５）施設長　　滝澤　典一

## ３．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して外部サービス利用型特定施設の職員として、以下の職種の職員を配置しています。
〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職　　種 | 常勤換算 | 指定基準 | 勤務時間 |
|---|---|---|---|
| １．施設長（管理者） | １名 | １名 | 8:30-17:30 |
| ２．計画作成担当者 | １名以上 | １名 | 8:30-17:30 |
| ３．生活相談員 | ２名以上 | １名 | 8:30-17:30 |
| ４．介護職員 | ６名以上 | ６名 | 6:00-15:00<br>7:30-16:30<br>8:30-17:30<br>10:00-19:00<br>10:30-19:30<br>15:30- 9:30 |

※　常勤換算：職員それぞれの週あたり勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40 時間）で除した数です。

## ４．当施設が提供するサービスについて

［１］利用料金が介護保険から給付され、１割～3 割をご契約者に負担いただく場合
［２］利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
介護サービスについては、施設の介護支援専門員が計画を作成し、計画を基に委託契約を結んだ外部の居宅サービス事業者により提供致します。
〈サービスの概要〉
（１）　居室の提供（全室個室、ユニット）
（２）　食事の提供
ご契約者の自立支援のため食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間）朝食:（７：３０～８：３０）,昼食:（１２：００～１３：００）,
夕食:（１８：００～１９：００）
（３）入浴
入浴又は清拭を週２回以上行います。機械浴槽を使用して入浴することもできます。
（４）排泄
排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。トイレのある居室も設置してあります。
（５）その他自立への支援
生活のリズムを考え、ご契約者の状態を考慮しながら、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

## ５．サービス利用料金

外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費
（１）基本部分（１日につき）５７単位
障害者等支援加算　　２０単位
（２）サービス部分
①指定介護予防訪問介護
◎１か月につき
週に１回程度の場合の料金（要支援１・２の利用者）：１，０３２単位
週に２回程度の場合の料金（要支援１・２の利用者）：２，０６６単位
週に２回以上程度の場合の料金（要支援２の利用者）：３，２７７単位
◎日割計算をする場合は、月の途中で、要介護から要支援に変更となった場合、要支援から要介護に変更となった場合、要支援度が変更となった場合に限ります。
②指定介護予防通所介護：基本料金と必要な加算料金を合算します。
◎１か月につき
「基本料金」
要支援１の料金　：１，５１１単位　　要支援２の料金　：３，０９９単位
「加算料金」
栄養改善加算　：１８０単位　　口腔機能向上加算：１３５単位
◎日割計算をする場合は、月の途中で、要介護から要支援に変更となった場合、
要支援から要介護に変更となった場合、要支援度が変更となった場合に限ります。
③指定福祉用具貸与
現に福祉用具貸与に要した単位です。対象品目、対象者も通常の指定福祉用具貸与と同様になります。
（３）介護職員処遇改善加算について
『介護職員等処遇改善加算Ⅰ』を算定しております。
（４）利用料について
（１）、（２）、（３）の合計が利用合計単位数となります。
利用料は１単位：地域区分（上田市：その他）として、単位数単価 10 円が乗じられます。
（５）自己負担分
利用料合計の１割～３割相当がご契約者の負担となります（自己負担分も所得により市町村の補助あり）
（６）日常生活上必要となる諸費用実費
※居室に電化製品を持ち込む場合において、50 円/日を徴収致します。
※日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

## 6. 苦情の受付について

（１）当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
〇苦情受付窓口
苦情受付担当者　　職名　主任生活相談員兼計画作成担当者　　塚原　孝行
職名　生活相談員兼計画作成担当者　　飯森　直紀　櫻井　三千代
苦情解決責任者　　職名　施設長　　滝澤　典一
〇受付時間　　毎週月曜日～金曜日　　８：３０～１７：３０
また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。
（２）行政機関その他苦情受付機関

| | |
|---|---|
| 上田市高齢者介護課 | 所 在 地　上田市大手一丁目１１番１６号<br>電　　話　０２６８－２２－４１００ |
| 長野県福祉サービス運営適正化委員会 | 所 在 地　長野市西長野字加茂北１４３－８<br>電　　話　０２６－２３８－１５８０ |